

## 「サイクル県やまぐち」公式ロゴマーク使用取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、スポーツフィールドやまぐち推進協議会（以下「協議会」という。）が権利を保有する「サイクル県やまぐち」公式ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (使用承認の申請等)

第2条 ロゴマークを使用する者は、あらかじめ使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、協議会会長（以下「会長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、届出（様式第2号）のみとし、この限りでない。

- (1) 山口県内の学校教育法第1条に掲げる学校が教育の目的で使用するとき。
- (2) 上記のほか、会長が適当と認めたとき。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、申請及び届出を省略することができるものとする。

- (1) 協議会の委員（オブザーバーを含む。）及びサイクリスト応援施設（サイクルエイド、サイクルステーション、サイクルピット、モデル宿泊施設、バイクパーク及び自転車安全利用推進センターをいう。）が「サイクル県やまぐち」の推進の目的で使用するとき。
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (3) 個人が個人的に使用、又は家庭内で使用するとき。
- (4) 上記のほか、会長が適当と認めたとき。

### (使用承認)

第3条 会長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用を承認するものとする。この場合において、会長が必要と認めるときは、条件を付することができる。

- (1) 協議会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- (6) そのほか、会長が不相当と認めるとき。

2 前項の承認は、使用（変更）承認書（様式第3号）をもって行うものとする。

### (使用許可期間)

第4条 ロゴマークの使用許可の期間は、使用承認申請書（様式第1号）又は使用届（様式第2号）に記載された期間とする。ただし、使用形態等により協議会がそれ以前の使用期限を付する場合がある。

(使用料)

第5条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、会長の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用し、デザイン（色、形、字体など）を改変しないこと。
- (4) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(承認内容の変更の申請)

第7条 ロゴマークの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ使用内容変更申請書（様式第4号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、使用（変更）承認書（様式第3号）をもって行う。
- 3 第2条から前条までの規定は、前項の場合に準用する。

(使用状況の報告等)

第8条 会長は、第2条第1項ただし書きにより使用の申請を省略したものに対し、ロゴマークの使用状況について報告を求めることができる。

- 2 会長は、ロゴマークの使用の承認を受けた者に対し、使用状況について報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

(承認の取消し)

第9条 会長は、ロゴマークの使用が要領及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取消しは、使用承認取消書（様式第5号）をもって行う。

(責任の制限)

第10条 前条の規定により、ロゴマークの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、会長はその責めを負わない。

- 2 ロゴマークの使用承認を受けた者が、ロゴマークの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、会長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 6 月 15 日より施行する。

(様式第1号)

## 「サイクル県やまぐち」ロゴマーク使用承認申請書

提出日 年 月 日

スポーツフィールドやまぐち推進協議会  
会長 村岡 嗣政 様

(申請者)  
住 所 〒

氏 名

次のとおり、ロゴマークを使用したいので申請します。

使用目的	
使用内容	※ロゴマークの使用イメージについてご記入ください(資料の添付も可)。  
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
担当者連絡先	所属 氏名 TEL MAIL
その他参考資料	※企業の事業内容、概要説明資料や図案等、内容が分かるものを添付してください。

提出先：スポーツフィールドやまぐち推進協議会事務局  
〒753-8501 山口県山口市滝町1-1(山口県庁スポーツ推進課内)  
TEL: 083-933-2435 FAX:083-933-2439  
MAIL:a11200@pref.yamaguchi.lg.jp

(様式第2号)

## 「サイクル県やまぐち」ロゴマーク使用届

提出日 年 月 日

スポーツフィールドやまぐち推進協議会  
会長 村岡 嗣政 様

(申請者)  
住 所 〒

氏 名

次のとおり、ロゴマークを使用しますので届け出ます。

使用目的	
使用内容	※ロゴマークの使用イメージについてご記入ください(資料の添付も可)。  
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
担当者連絡先	所属 氏名 TEL MAIL
その他参考資料	※企業の事業内容、概要説明資料や図案等、内容が分かるものを添付してください。

提出先：スポーツフィールドやまぐち推進協議会事務局  
〒753-8501 山口県山口市滝町1-1(山口県庁スポーツ推進課内)  
TEL: 083-933-2435 FAX:083-933-2439  
MAIL:a11200@pref.yamaguchi.lg.jp

(様式第3号)

## 「サイクル県やまぐち」ロゴマーク使用承認書

年 月 日

様

スポーツフィールドやまぐち推進協議会  
会長 村岡 嗣政

年 月 日付けで申請のあった「サイクル県やまぐち」ロゴマークの使用について、次の条件を付して承認します。

記

1 承認番号

スや推協ロ第 号

2 使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 使用条件

(様式第4号)

## 「サイクル県やまぐち」ロゴマーク使用承認変更申請書

提出日 年 月 日

スポーツフィールドやまぐち推進協議会  
会長 村岡 嗣政 様

(申請者)  
住 所 〒

氏 名

年 月 日付スや推協ロ第 号で承認を受けた内容について、次の  
とおり変更したいので申請します。

使用目的	
使用内容	※ロゴマークの使用イメージについてご記入ください(資料の添付も可)。  
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
担当者連絡先	所属 氏名 TEL MAIL
その他参考資料	※企業の事業内容、概要説明資料や図案等、内容が分かるものを添付してください。

提出先：スポーツフィールドやまぐち推進協議会事務局  
〒753-8501 山口県山口市滝町1-1(山口県庁スポーツ推進課内)  
TEL: 083-933-2435 FAX:083-933-2439  
MAIL: a11200@pref.yamaguchi.lg.jp

(様式第5号)

## 「サイクル県やまぐち」ロゴマーク使用承認取消書

年 月 日

様

スポーツフィールドやまぐち推進協議会  
会長 村岡 嗣政

年 月 日付けで申請のあった「サイクル県やまぐち」ロゴマークの使用について、次のとおり使用承認を取り消します。

記

**1 承認番号**

スや推協ロ第 号

**2 使用期間**

年 月 日 ～ 年 月 日

**3 取消の理由**